

# 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の 状況確認調査の結果

令和2年9月  
厚生労働省

# 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査の結果

## 調査の概要

### <調査の経緯・目的>

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触のない子どもの状況確認、安全確保を図ることを目的として、昨年度に引き続き本調査を実施した。

### <確認対象児童>

令和元年6月1日時点で、当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当。以下「確認対象児童」という。）

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務（※1）の過程で把握した児童で通園・通学していないもの（※2）のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
  - ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼稚園就園奨励費補助申請、学校において行う事務を含む。
  - ※2 ・就学義務の免除又は猶予を受けている児童
    - ・1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
    - ・病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（自治体が独自に実施している手当を含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

### <調査の対象>

全国の市町村（1,741市町村。特別区を含む。）

### <主な調査内容>

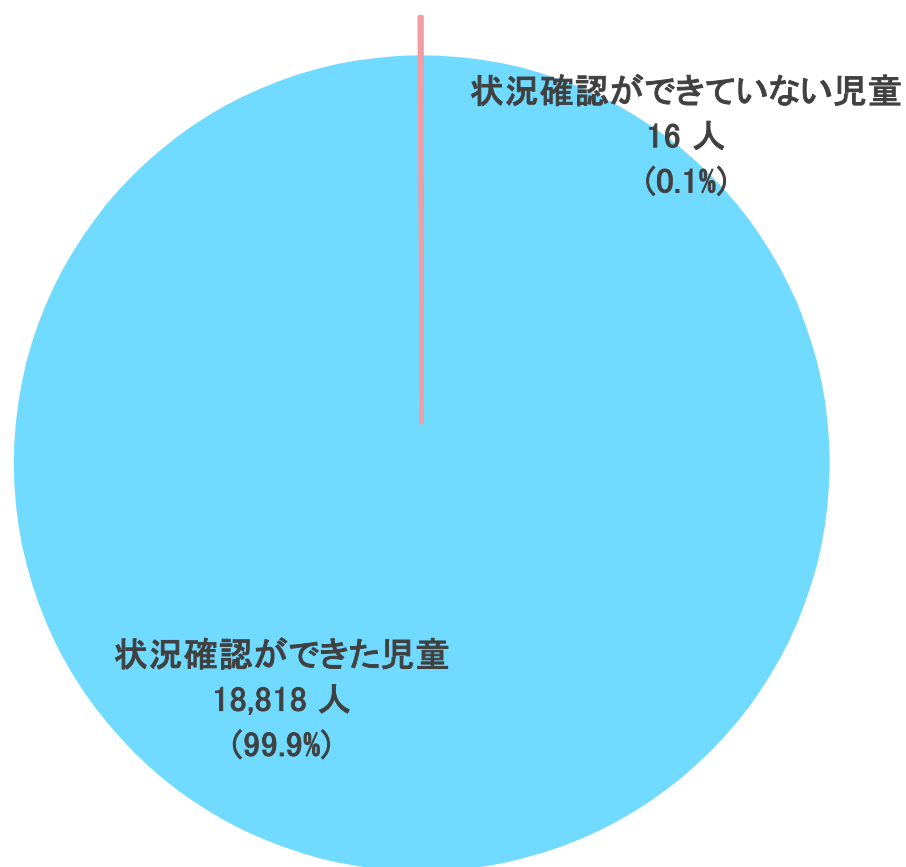
令和元年6月1日時点において当該市町村に住民登録をしている確認対象児童について、令和2年8月18日までの間に状況確認ができた児童（※1）と、状況確認ができていない児童（※2）に係る情報等を確認し、各市町村の取組状況を把握するもの。

（※1）「状況確認ができた児童」に関する主な調査項目	（※2）「状況確認ができていない児童」に関する主な調査項目
・状況確認できた方法 ・状況確認につながる情報が得られた調査先 ・状況確認できた際に虐待又は虐待の疑いに関する情報の有無 等	・状況確認のための調査先 等

## 調査結果の概要

### 1. 全確認対象児童（18,834人）の確認状況

- 令和元年6月1日時点で市町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で18,834人。  
(※) このうち 令和2年8月18日までの間に状況確認ができた児童・・・18,818人（99.9%）  
令和2年8月18日までの間に状況確認ができていない児童・・・16人（0.1%）

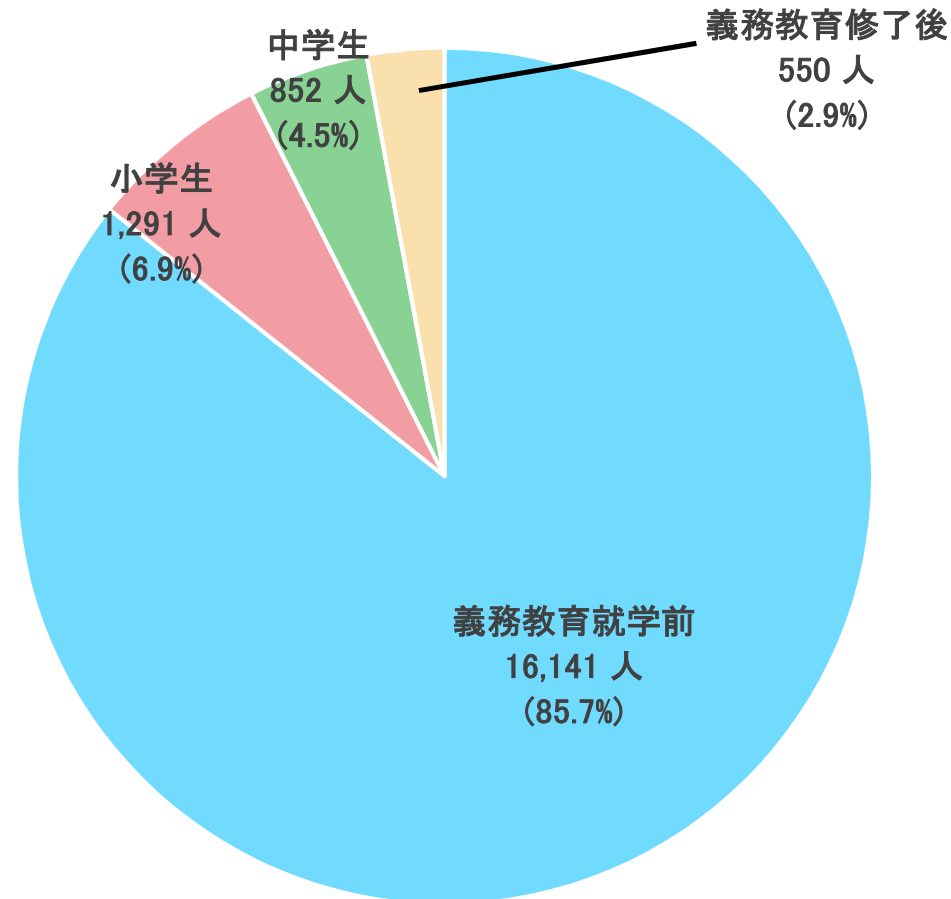


総数：18,834人

## 2. 全確認対象児童の状況

### (1) 学年別の状況

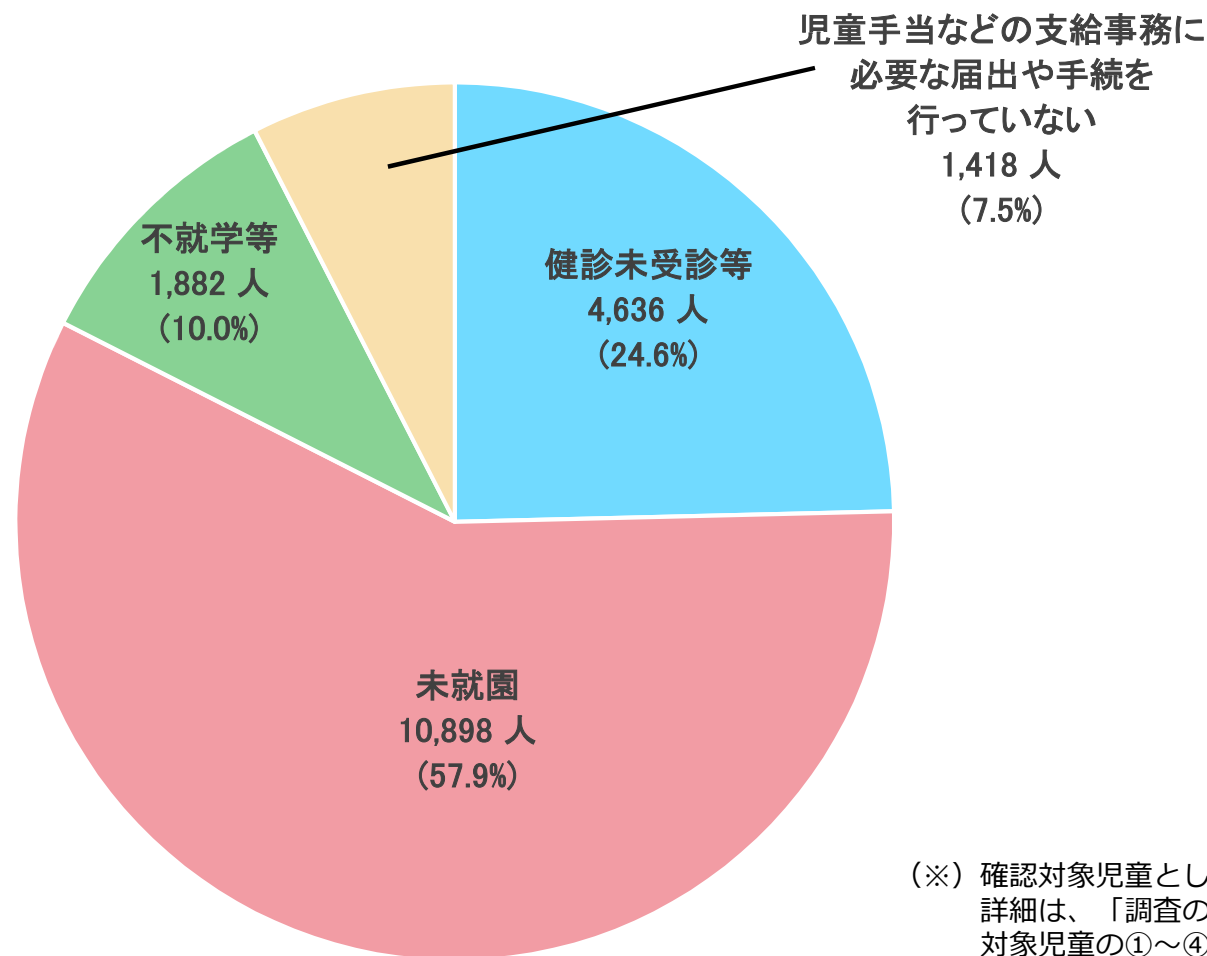
- 「義務教育就学前」が16,141人（85.7%）で最多、次いで「小学生」が1,291人（6.9%）、「中学生」が852人（4.5%）、「義務教育修了後」が550人（2.9%）  
（※）学年は、令和元年6月1日時点。
- 「義務教育就学前」が16,141人と最多で、全体の約86%を占めている状況。



総数：18,834人

## (2) 確認対象児童として判断した主な事由

- 「未就園」を理由とするものが10,898人（57.9%）で最多。次いで「健診未受診等」が4,636人（24.6%）、「不就学等」が1,882人（10.0%）、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」が1,418人（7.5%）。



総数：18,834人

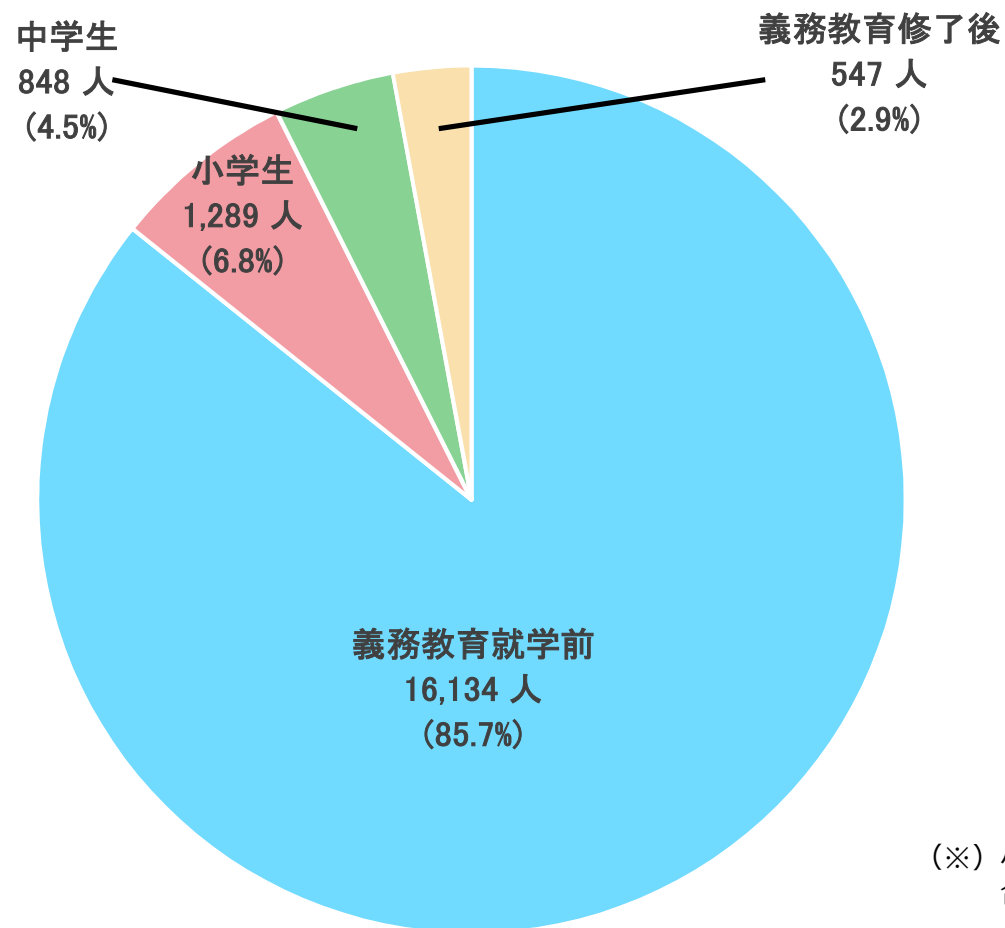
(※) 確認対象児童として判断した主な事由の詳細は、「調査の概要」に記載の確認対象児童の①～④を参照。

### 3. 状況確認ができた児童（18,818人）の状況（令和2年8月18日時点）

#### （1）学年別の状況

- 「義務教育就学前」が最多で16,134人（85.7%）、次いで「小学生」が1,289人（6.8%）、「中学生」が848人（4.5%）、「義務教育修了後」が547人（2.9%）。

（※）学年は、令和元年6月1日時点

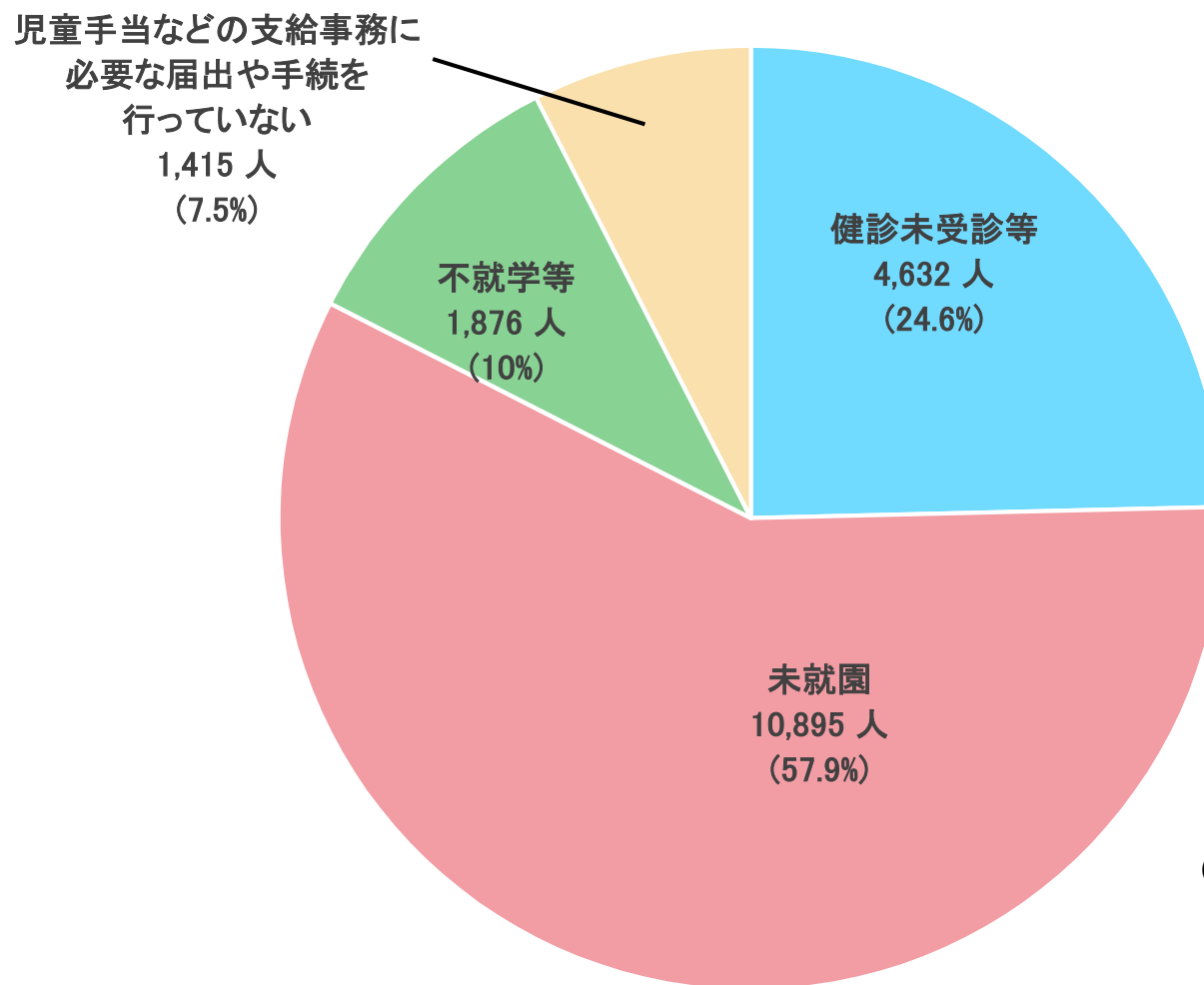


（※）小数第2位を四捨五入しているため、合計は100.0%とならない。

総数：18,818人

## (2) 確認対象児童として判断した主な事由

- 「未就園」を理由とするものが10,895人（57.9%）で最多。次いで「健診未受診等」が4,632人（24.6%）、「不就学等」が1,876人（10.0%）、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」が1,415人（7.5%）。



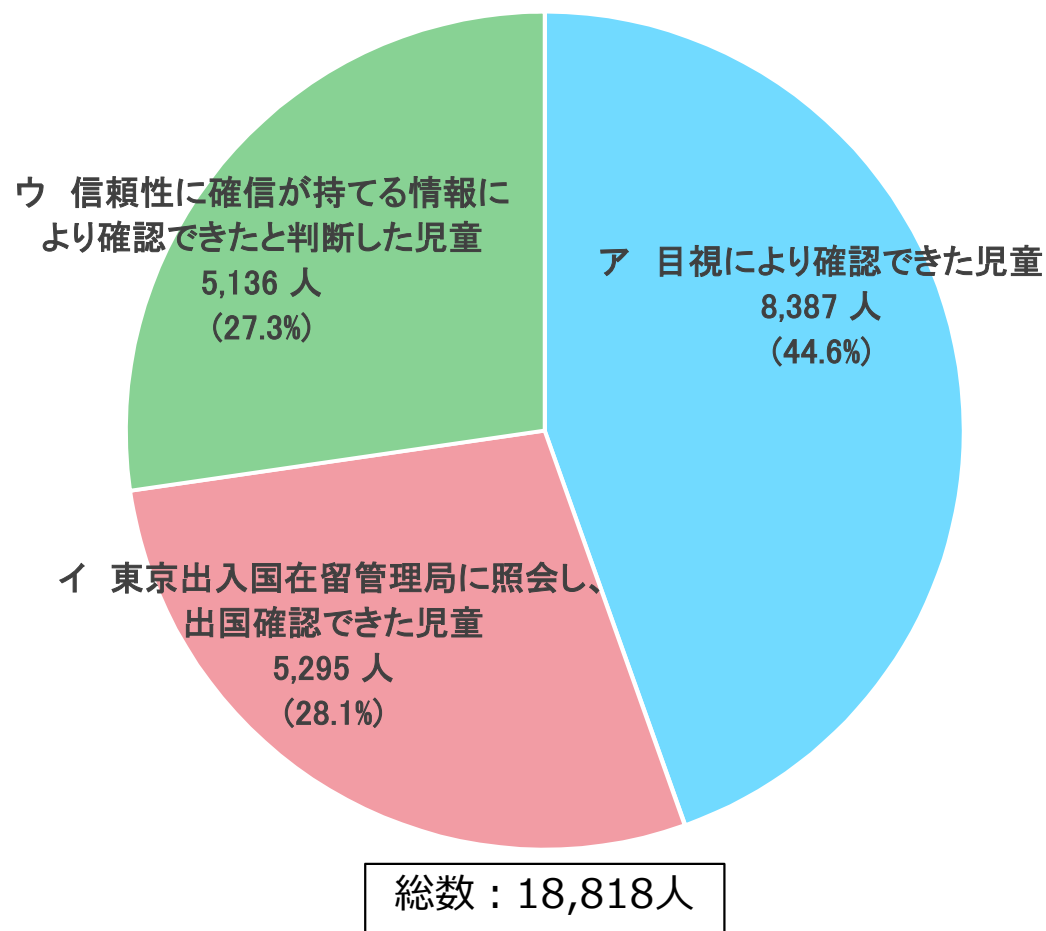
総数：18,818人

(※) 確認対象児童として判断した主な事由の詳細は、「調査の概要」に記載の確認対象児童の①～④を参照。

### (3) 状況確認ができた方法

- 令和2年8月18日までの間に状況確認ができた児童（18,818人）について、「ア 目視により確認できた児童」が8,387人（44.6%）で最多、次いで「イ 東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が5,295人（28.1%）、「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認できたと住所地市町村が判断した児童（※）」が5,136人（27.3%）。

（※）例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。



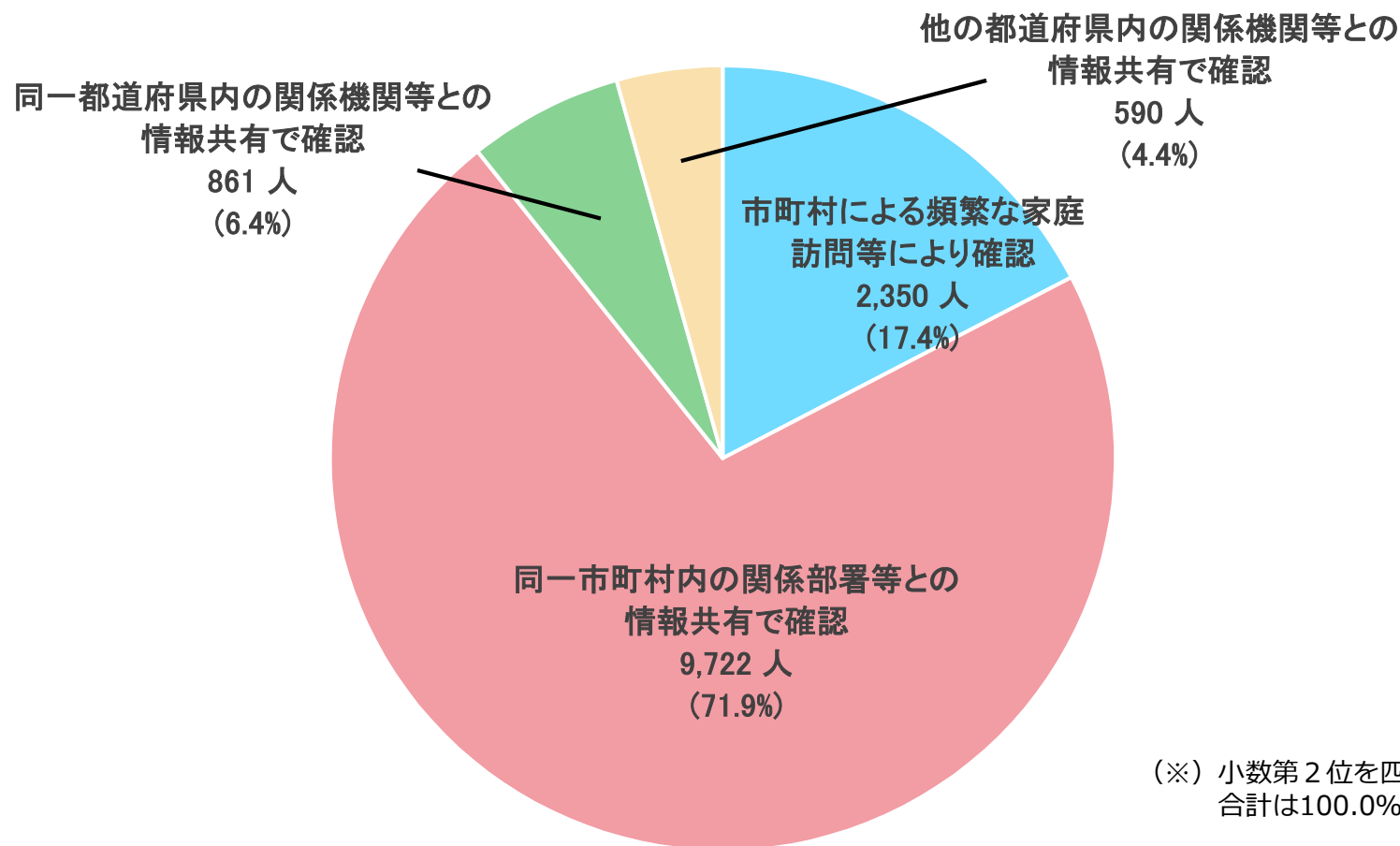


## 状況確認ができた方法の詳細

（「出国確認」以外の方法で状況確認ができた13,523人（前ページア+ウ）の状況）

【3（3）の続き】

- 「同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認」が9,722人（71.9%）で最多。次いで「市町村による頻繁な家庭訪問等により確認」が2,350人（17.4%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認」が861人（6.4%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認」が590人（4.4%）。

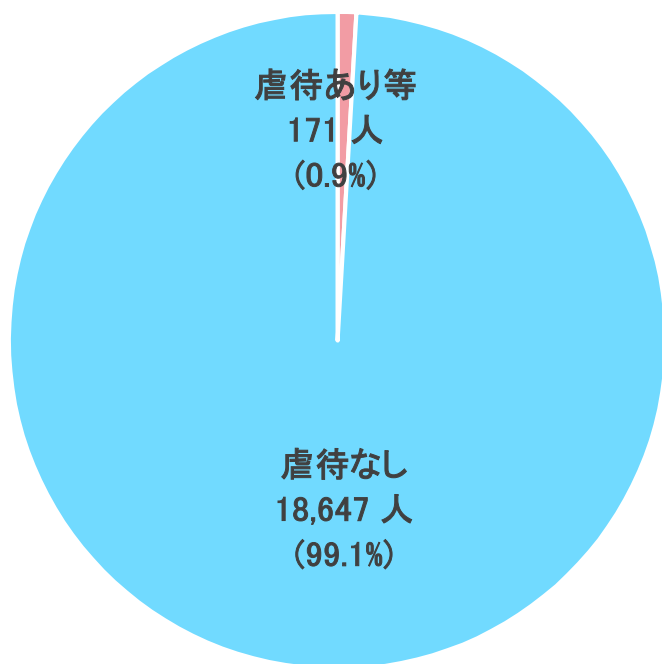


総数：13,523人

## (4) 状況確認ができた児童(18,818人)に係る虐待又は虐待の疑いに関する情報の有無

- 「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり(※)」との回答が171人(0.9%)  
(※)理由については、例えば、「面前DVによる心理的虐待」、「不衛生な環境での生活」、「保健師による訪問の拒否(ネグレクトの疑い)」等。
- 「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた171人については、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市町村又は児童相談所の支援等が行われている。

【状況確認時における虐待又は虐待の疑いに関する情報の有無】



総数：18,818人

【虐待又は虐待の疑いに関する情報ありの場合の支援等の状況】  
「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた171人については、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市町村又は児童相談所の支援等が行われている。支援等の内容は以下のとおり。

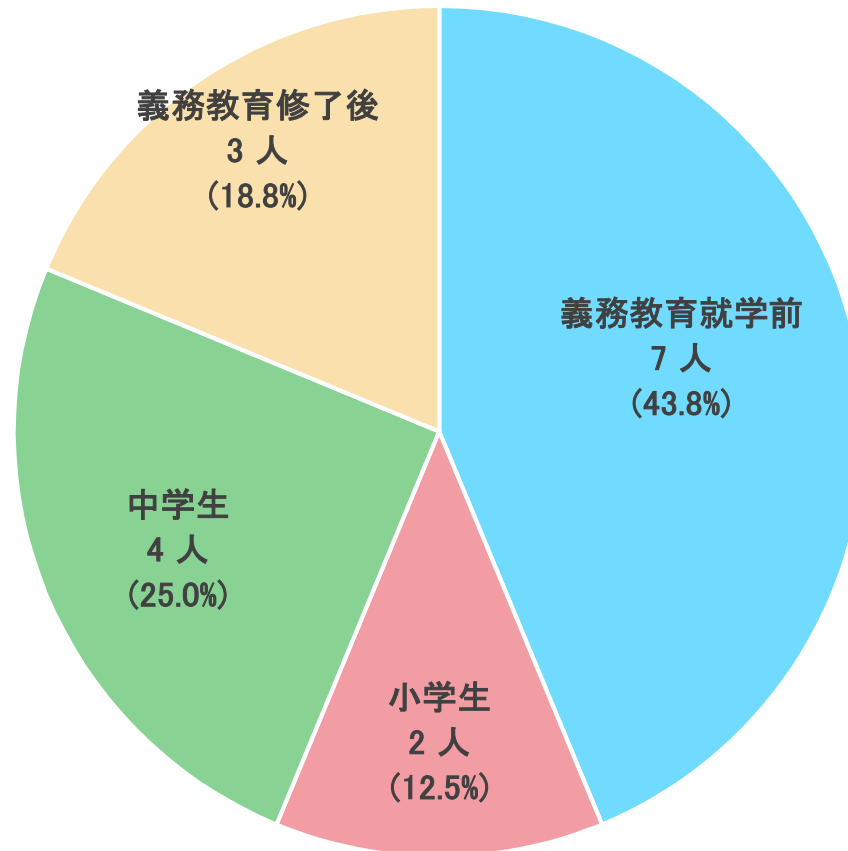
市町村による支援・活用した事業		
・助言指導		34
・継続指導		57
・児童相談所送致		8
・就学・就園支援		18
・要保護児童対策地域協議会におけるケース管理		105
・子育て短期支援事業		1
・養育支援訪問事業		2
・乳児家庭全戸訪問事業		1
・ファミリーサポートセンター事業		1
・一時預かり事業		1
・市区町村子ども家庭総合支援拠点事業		16
・子育て世代包括支援センター事業		3
児童相談所による支援・措置		
・助言指導(措置によらない指導)		29
・継続指導(措置によらない指導)		20
・児童福祉司等指導(措置による指導)		1
・施設入所措置		14
・里親等委託		1
・一時保護(委託含む)		9

※ 複数回答のため、児童数の重複あり。

## 4. 状況確認できていない児童（16人）の状況（令和2年8月18日時点）

### （1）学年別の状況

- 「義務教育就学前」が7人（43.8%）で最多、次いで「中学生」が4人（25.0%）、「義務教育修了後」が3人（18.8%）、「小学生」が2人（12.5%）。  
（※）学年は、令和元年6月1日時点。

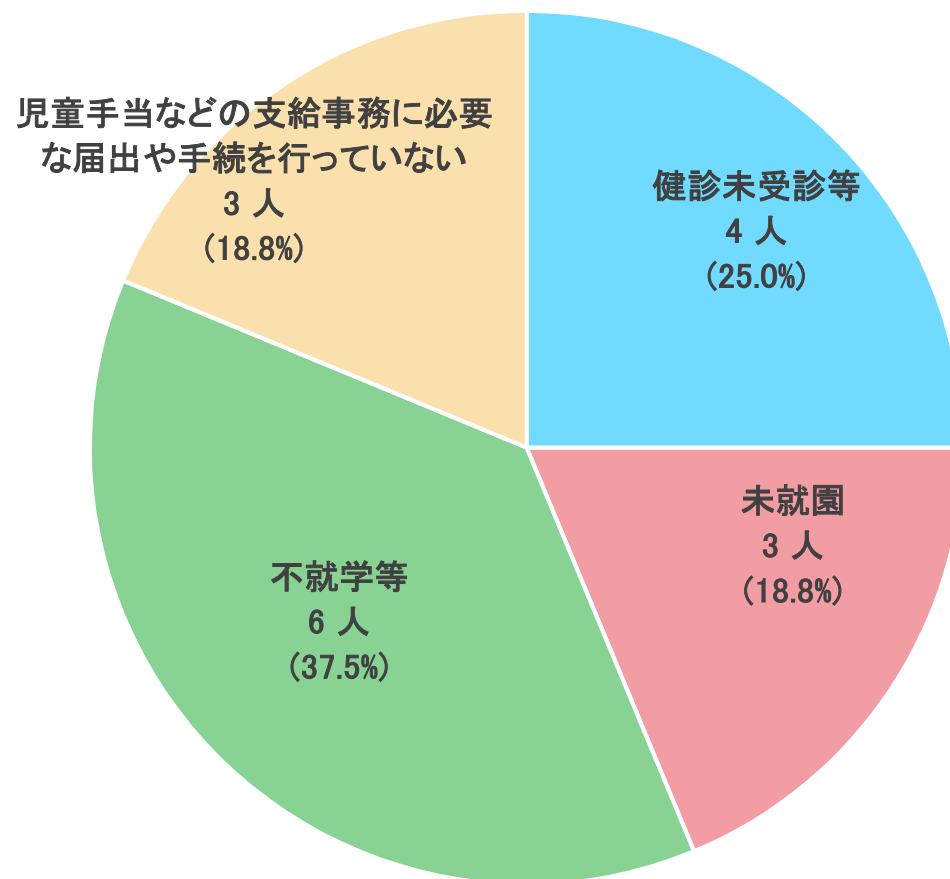


（※）小数第2位を四捨五入しているため、合計は100.0%とならない。

総数：16人

## (2) 確認対象児童として判断した主な事由

- 「不就学等」を理由とするものが6人（37.5%）で最多。次いで「健診未受診等」が4人（25.0%）、「未就園」、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」がそれぞれ3人（18.8%）。



総数：16人

- (※) 確認対象児童として判断した主な事由の詳細は、「調査の概要」に記載の確認対象児童の①～④を参照。
- (※) 小数第2位を四捨五入しているため、合計は100.0%とならない。

### (3) 状況確認できていない児童に係る調査先

- 令和2年8月18日時点で状況確認できていない16人については、全て関係機関等への照会や情報共有等を行うことにより、調査を継続して行っている。

調査先	人数
・ 行方不明者届	7人
・ 出入国在留管理局照会（再照会を含む）	13人

※複数回答のため、児童数の重複あり。

## <今後の対応方針>

### 状況確認ができていない児童（16人）について

- 令和2年8月18日時点で状況確認ができていない児童（16人）については、全て状況確認の調査を継続中。  
（※）「行方不明者届提出」、「東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会」

### 今後の調査について

- 令和2年10月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない子どもについて、**令和3年3月31日までの確認の状況の調査を実施し、取りまとめの上、公表する。**

# 都道府県別の状況

	令和元年6月1日時点の 確認対象児童数	令和元年6月1日から 令和2年8月18日までに 状況確認ができた児童数	令和2年8月18日までに 状況確認ができていない 児童数
北海道	380	380	0
青森県	32	32	0
岩手県	15	15	0
宮城県	93	93	0
秋田県	31	31	0
山形県	37	37	0
福島県	87	87	0
茨城県	144	144	0
栃木県	89	88	1
群馬県	313	313	0
埼玉県	1,471	1,471	0
千葉県	974	970	4
東京都	5,980	5,978	2
神奈川県	2,773	2,771	2
新潟県	49	48	1
富山県	31	31	0
石川県	23	23	0
福井県	34	34	0
山梨県	26	25	1
長野県	137	137	0
岐阜県	178	178	0
静岡県	350	350	0
愛知県	943	942	1
三重県	62	62	0

	令和元年6月1日時点の 確認対象児童数	令和元年6月1日から 令和2年8月18日までに 状況確認ができた児童数	令和2年8月18日までに 状況確認ができていない 児童数
滋賀県	262	262	0
京都府	116	116	0
大阪府	1,066	1,066	0
兵庫県	782	781	1
奈良県	187	187	0
和歌山県	19	17	2
鳥取県	5	5	0
島根県	11	11	0
岡山県	222	222	0
広島県	156	156	0
山口県	34	34	0
徳島県	420	420	0
香川県	71	71	0
愛媛県	78	78	0
高知県	7	7	0
福岡県	458	458	0
佐賀県	15	15	0
長崎県	72	72	0
熊本県	55	54	1
大分県	104	104	0
宮崎県	105	105	0
鹿児島県	13	13	0
沖縄県	324	324	0
計	18,834	18,818	16